

よくあるご質問

1 住民税非課税世帯

Q どのような世帯が住民税非課税世帯の支給対象となりますか。

A 基準日(※)において世帯全員の令和3年度分又は令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯です。ただし、世帯全員が、市県民税が課税されている方の扶養親族等になっている場合(税法上の課税扶養)は、対象外となります。
※基準日は、令和3年度住民税非課税世帯は令和3年12月10日、令和4年度住民税非課税世帯は令和4年6月1日となります。

Q 生活保護世帯も住民税非課税世帯の支給対象となりますか。

A 支給対象となります(医療扶助等のみで生活保護制度を利用している世帯も含む)。ただし、世帯全員が、市県民税が課税されている方の扶養親族等になっている場合(税法上の課税扶養)は、対象外となります。

Q 租税条約に基づく免除を受けたことにより、住民税均等割が課されないことになった者は、住民税非課税世帯として支給対象になりますか。

A 租税条約に基づき、課税を免除された結果、均等割の額が0円となった者については、本給付金の対象となりません。(家計急変世帯に対する給付金も同様。)

Q 刑務所等の矯正施設等に入所している被収容者等も対象となりますか。

A 支給対象となります。ご親族等の方で、ご不明な点があれば、コールセンター(050-3644-9007)までお問合せください。

Q ホームレス等でいずれの市町村にも住民登録がない方は対象となりますか。

A 基準日の翌日以降に住民登録があれば支給対象となります。非課税世帯臨時特別給付課(088-856-6935)までお問合せください。

Q 住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯とはどのようなものでしょうか。

A 例えば、親(課税)に扶養されている親元を離れた大学生(非課税)や、別居の子(課税)に扶養されている親の世帯(非課税)などの世帯をいいます。

Q 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除くとありますが、当該非課税世帯の中に課税されている者の扶養親族ではない者が1人でも含まれていれば、支給対象となりますか。この取扱いは、生活保護世帯についても同様ですか。

A 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている場合には、支給対象外となります。(生活保護世帯についても同様です。)

(例)世帯主Aと配偶者Bの高齢者夫婦のみ世帯(住民税非課税)の場合

	支給可否
① ABともに子C(課税)の扶養となっている	支給対象外
② Aのみが子C(課税)の扶養となっている	支給対象
③ Aが子C(課税)、Bが子D(Bを扶養することで非課税)の扶養となっている	支給対象

Q 市外にいる子(課税)の扶養となっている場合でも支給対象外ですか。

A 課税者の居住地に関わらず、世帯全員が課税者の扶養となっていれば対象外です。

Q 基準日後に世帯分離をした場合、給付はどうなりますか。

A 世帯は、基準日(※)において判定するため、基準日後に世帯分離をしても別世帯として対象にはなりません。
※基準日は、令和3年度住民税非課税世帯は令和3年12月10日、令和4年度住民税非課税世帯は令和4年6月1日となります。

Q 非課税とはどの税金のことですか。

A 住民税(市県民税)の均等割です。

Q 非課税とはいつの所得で判定されますか。

A 令和3年度分は令和2年1月～12月まで、令和4年度分は令和3年1月～12月までの所得により判断されます。

Q 令和3年度又は令和4年度住民税非課税世帯として給付金を受給した後、修正申告により、令和3年度又は令和4年度住民税が課税となった場合、どうなりますか。

A 修正申告の結果、令和3年度又は令和4年度住民税が課税になった場合、本給付金の支給対象外となるため、既に受給している場合は返還いただきます。

Q 確認書はいつごろ届きますか。

A (令和3年度分)
令和4年2月24日(木)から順次発送しております。

(令和4年度)
令和4年6月24日(金)から順次発送予定です。

Q 非課税世帯への給付金は、いつ振込まれますか。

A 提出書類に不備等がなければ、提出から約2～4週間後に支給する予定です。
令和4年度分は、令和4年7月下旬頃から支給できるよう準備しております。

Q 生活保護を受給していますが、この給付金は収入認定されますか。

A 収入認定されません。

Q 高知市以外に住民登録をし(市外に住民票があり)、高知市で生活保護を受給している世帯はどうしたらよいでしょうか。

A 基準日において住民登録している市区町村へ個別に問い合わせ手続きをすることになります。

Q 子育て世帯への臨時特別給付金等(※)を受給した世帯も貰えますか。
※子育て世帯生活支援特別給付金、生活困窮者自立支援金

A 子育て世帯への臨時特別給付金等を受け取られている世帯でも、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給対象要件を満たす世帯であれば受給できます。

2 家計急変世帯

Q 家計急変世帯における新型コロナウイルスの影響は、どのように確認するのですか。

A 新型コロナウイルス感染症の影響については、申立書により確認します。なお、ここでいう新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置との間に、何らかの因果関係を有することをいいます。

Q 定年退職により収入(所得)が減少し、非課税水準となる場合は、家計急変世帯として申請することは可能ですか。また、年金の支給は、通常2か月に1回ですが、年金が支給されない月を任意の1か月とすることはできますか。

A 新型コロナウイルス感染症と全く関係のない理由で収入が減少し、非課税水準となった場合は対象となりません。

Q 家計急変世帯の申請はどのように行えばよいですか。

A 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ郵送で提出いただきます。
申請書の様式等の詳細は決まり次第、ご案内いたします。

Q 令和4年度住民税課税世帯ですが、令和3年中に新型コロナウイルスの影響を理由に失業後、現在まで就労に至らない場合、家計急変世帯の対象となりますか。

A このような場合も、令和4年1月以降の任意の1か月に、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少があるものとして、支給対象となり得ます。申請の際は、申立書(家計急変世帯の申請方法等についての(3)申請書類の申立書)を記入し、添付してください。

Q 家計急変による申請に必要な添付書類について、給与明細を勤務先からもらえない場合や、自営業の場合など、挙証資料がない場合はどのように申請すればよいでしょうか。

A 収入(所得)が確認できる書類がない場合は、収入が新型コロナウイルス感染症の影響により住民税均等割非課税世帯相当の水準となったことの詳細について記載した申立書(家計急変世帯の申請方法等についての(4)提出書類の申立書)を記入し、添付してください。

Q 令和4年6月2日以降に高知市へ引っ越してきました。家計急変世帯はどの自治体へ申請すればよいですか。

A 家計急変世帯は申請日時点で住民登録のある自治体で申請のため、高知市で申請いただけます。